

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室
契約締結年月日	令和3年5月18日
契約者名	一般社団法人山梨県建設業協会
契約名	建設産業担い手確保・育成対策事業
契約金額 (税込み)	金2,252,173円
随意契約理由	<p>1 委託の内容及びその特殊性等</p> <p>本県の建設業就業者数は大幅に減少しており、中でも若年層の減少率が高く、高齢化が進行している。新規就労者の減少に加え、他の産業に比べて離職率が高いことも若年層の減少の要因となっている。</p> <p>よって、本県の経済・雇用を支える重要な役割を果たす建設業を発展させるため、未来の建設業を担う人材を確保・育成する必要がある。平成26年6月に建設業法が改正され、建設業者及びその団体による担い手確保・育成に努めることが法律に明記され、業界の自主的な取り組みを推進することが必要とされている。</p> <p>この契約は、建設産業の担い手の確保・育成を促進するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 建設企業インターンシップ</p> <p>建設現場の現状や就労環境の実態を体験することを通じて、就職先の1つとして建設業への関心を高めてもらうため、建設課程の高校生等を対象に県内建設企業によるインターンシップを実施する。</p> <p>(2) 若手技術者等との意見交換会</p> <p>建設課程の高校生に、建設産業で働く自分のイメージ形成を図ってもらうとともに、教員も交えて就職に対する疑問や不安を解消してもらうため、建設従事者との意見交換会を開催する。</p> <p>(3) 公共工事の現場見学会・ICT施工等体験学習会</p> <p>進路を決める前の生徒を対象に、公共工事の現場見学会を開催し、建設産業が担う社会的な役割や重要性、やりがい、ものづくりの楽しさや地に残る仕事のおもしろさを伝え、建設産業の仕事を身近に感じ知ってもらう機会をつくる</p> <p>(4) 技術者等による出前講座・建設産業説明会</p> <p>建設産業で働く意義や様々な仕事があることを知ってもらう機会をつくるため、進路を決める前の学生・教員に対して、建設従事者（発注者、設計者、施工業者など）が各校に出向</p>

いて出前講座を開催する。

#### (5) フォローアップ意見交換会

入職1～2年目の建設従事者が抱える仕事上の悩みや不安などを解消するため、経験豊かな技術者や進路指導担当教員等を交えて、意見交換会を開催する。(新型コロナウイルス感染症の影響により教員等の参加が困難な場合は、入職1～2年目の建設従事者を対象とする研修会においてアンケートを実施し、入職1～2年目の建設従事者にフィードバックする方法でも可とする。)

上記事業実施に当たっては、建設業者の現状や課題などを熟知し、その解決のためのノウハウの蓄積が求められるものであり、委託先には次の要件が求められる。

- ① 良好な社会資本の整備とともに、防災・雇用の面から安全、安心で活力ある地域づくりのために、これらを支える担い手である建設業を支援するものであり、公益的な業務として公平性、中立性が確保されること。
- ② 高校生から教員や一般社会人(保護者等)までそのレベルに合わせて、建設業の果たす役割を説明、研修できるノウハウを有すること。
- ③ 建設業のもの作りの楽しさと、有益性を新たな担い手に伝えられること、またそれに効果的な現場を提供できること。
- ④ 建設業界の現状や課題、ニーズ等を適格に把握する情報収集能力、各種団体、企業等との調整力があり、県内建設業者に対する指導力を有し、人材も豊富であり、同様事業の実績が十分にあること。
- ⑤ 効率的かつ効果的に事業を進めるため、建設業支援に関する先進事例や手法などに精通していること。

## 2 委託先選定理由

(一社)山梨県建設業協会は、建設業の経営並びに技術の向上改善に関する調査研究及び啓発指導、建設業に関する法令の普及徹底、建設業における雇用条件の改善と人材の確保などの事業を行い、建設業者の資質の向上や建設業を技術的・経済的及び社会的に向上させ、公共の福祉の増進に寄与することを目的とした公益法人であり、その会員は県下7の地区協会に約300社が加盟しており、県内建設業における中心的な存在である。

また、従来から施工技術、施工管理等に関する教育の実施等を通して、県内建設業者に対する十分な指導力や建設業界に関する十分な知識や情報を有している。

さらに、年度当初には建設産業新入社員研修を開催するなど、次世代を担う若年者の人材育成にも取り組んでおり、若年労働者の就業促進においても建設課程の高校等と連携し県の委

	<p>託事業に取り組んでいる実績がある。</p> <p>上記①～⑤の委託要件を満たし、本業務を遂行できるのは、(一社) 山梨県建設業協会だけである。</p> <p>このため、この事業の委託先は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により当該協会との随意契約を締結する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号